

弘前市インバウンド推進協議会

外国人観光客受入環境整備事業費補助金 Q&A

.....

Q 1 表記等を整備するにあたり、補助対象となる言語は何ですか？

A 1 英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）などの外国語です。
なお日本語のみで作成した場合は補助対象となりません。
次の例をご参照ください。

	事 例	対 象
例 1	日本語と英語で作成する場合	○
例 2	日本語と英語、韓国語で作成する場合	○
例 3	（日本語では作成せず）英語のみで作成する場合	○
例 4	日本語のみで作成する場合	×

(○：対象となる、×：対象とならない)

.....

Q 2 中国語のうち、簡体字だけを整備する場合でも補助の対象となりますか。

A 2 簡体字のみで整備する場合も補助の対象となります。

.....

Q 3 外国語表記にする場合、業者に翻訳を頼まなければなりません。補助対象経費には、日本語から外国語への翻訳料も含まれますか？

A 3 含まれます。

例えば案内表示を作成する場合、案内板の作成費や取付け施工費の他、翻訳料を含むデザイン費についても含むことができます。

ホームページやパンフレット類を作成する場合についても、翻訳料の他、デザイン費についても含むことができます。

なお、補助事業により取得した財産等の維持管理費については、対象外となります。

次の例をご参照ください。

※不明な場合は個別にお問い合わせください。

補助対象経費事例（※不明な場合は個別にお問い合わせください。）

整備の内容	補助金として認められる経費	補助金として認められない経費
案内看板の作成	①既存の看板の撤去費用 ②翻訳料 ③デザイン料 ④看板等製作費 ⑤取付費用 ⑥その他必要と認められる経費	①旅費 ②食糧費 ③維持管理費 ④その他対象外と認めるもの
多言語化によるパンフレット類やメニュー表の作成	①パンフレット類やメニュー表の原稿作成経費 ②翻訳料 ③印刷製本費 ④その他必要と認められる経費	①旅費 ②食糧費 ③維持管理費 ④その他対象外と認めるもの
ホームページの多言語化	①翻訳料 ②ウェブデザイン作成経費 ③その他必要と認められる経費	①旅費 ②食糧費 ③維持管理費 ④その他対象外と認めるもの
Wi-Fi 利用環境の整備	①配線工事費 ②ルーター等の備品購入費 ③その他必要と認められる経費	①旅費 ②食糧費 ③維持管理費 ④その他対象外と認めるもの
電子決済システムの導入	①配線工事費 ②電子決済システム等の備品購入費 ③その他必要と認められる経費	①旅費 ②食糧費 ③維持管理費 ④その他対象外と認めるもの
その他外国人観光客の受入環境水準の向上に資する取組	①消耗品費 ②翻訳料 ③印刷製本費 ④委託料 ⑤その他必要と認められる経費	①旅費 ②食糧費 ③維持管理費 ④その他対象外と認めるもの

.....

Q 4 上記の事例に「その他外国人観光客の受入環境水準の向上に資する取組」とありますが、具体的にはどのようなものでしょうか？

A 4 インバウンド研修会の開催、ピクトグラムの作成、音声ガイドシステムの導入等です。

※不明な場合は個別にお問い合わせください。

.....
Q 5 今回の補助制度に合致するものを作成した場合の見積額が40万円でした。補助金の交付申請を行った場合、補助を受けることができる金額はいくらになりますか？

A 5 全額が補助対象経費と認められる場合は40万円×1/2=20万円となり、交付限度額を超過しておりますので、補助金額は交付限度額の10万円となります。
※補助金は事業完了後の支払いとなり、金額は見積額ではなく実支出額をもとに積算します。

.....
Q 6 弊社は飲食施設を3店舗、観光施設を1施設、保有しています。これらの施設が全て外国語での整備を行った場合、補助金の交付限度額はいくらになりますか？

A 6 複数の店舗を有する企業又は個人事業主であっても、補助金の交付限度額は10万円としております。

.....
Q 7 過去にこの補助金を活用して作成した多言語パンフレットの増刷は補助対象となりますか？

A 7 補助対象になります。

.....
Q 8 補助を受けるにはいつまでに事業を完了する必要がありますか？

A 8 令和6年3月22日までに事業を完了する必要があります。
※補助対象経費の全ての支払いを終えた時点が事業完了です。

.....
Q 9 令和6年4月以降も今回の助成制度は継続されますか？

A 9 令和6年度以降の実施については、現在、未定です。
.....